

いつもメールマガジンをご購読いただき誠にありがとうございます。

社会保険労務士法人

大 | 槻 | 経 | 営 | 労 | 務 | 管 | 理 | 事 | 務 | 所 |

— | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |

<http://www.otuki.org/>



【目次】

- ▼室長の現場レポート（第23回目）
アウトソーシング事業部 執行役員 田辺 英昭
- ▼大槻事務所スタッフのおすすめの〇〇（第50回目）横田敦
- ▼大槻事務所だより 10月号
- ▼メディア情報
- ▼社労士Q & A

1 | 室長の現場レポート（第23回目）

【執筆者】 アウトソーシング事業部 執行役員 田辺英明

~記事のPOINT~

○マイナンバーのこれまでの経過と今後の動向

今年1月よりスタートしたマイナンバー制度。
企業様にいたっては従業員・扶養親族の方のマイナンバーの収集・確認はもうお済みでしょうか。また、雇用保険の取得・喪失、継続給付の初回登録の際は、マイナンバーを記載して手続きをされてますでしょうか。
現在、企業様によってマイナンバーの収集状況や行政機関への手続きでの使用状況は温度差がかなりあるように思われますが、来年の平成29年1月より、健康保険での手続きにもマイナンバーの使用がスタートし、同年1月に制度初の給与支払報告書や源泉徴収票の国

税・市区町村への提出があるためか、ここ最近、マイナンバーについてのご質問を受ける機会が増えているように感じます。スタートしてから9か月が経過し、振り返ると色々ありました。

以下に私個人が気になったトピックを羅列していきます。

- 1月 ・マイナンバーカードの発行のシステム障害（現在も継続中。11月に解消予定）
 - ・横浜市で小学校でマイナンバー書類の紛失
- 2月 ・長野県で男性2人にマイナンバーが重複
 - ・雇用保険法施行規則の一部を改正（雇用継続給付の申請は原則として、事業主を経由）
- 4月 ・大手居酒屋チェーンでマイナンバー書類を紛失
- 6月 ・「マイナポータル」の本格運用開始が予定より半年延期の平成29年7月スタート
行政間同士の情報を連携させる計画も遅延
 - ・マイナンバーカード裏面のQRコードから個人番号が漏洩の可能性
- 7月 ・マイナンバーカード普及率わずか5%。
- 8月 ・マイナンバーカード不正取得

マイナンバーカードの発行の遅延は現在も継続中であり、システムプログラムの不具合が発覚し、行政はシステム会社に対し、損害賠償を検討中だそうです。また、昨年日本年金機構に対するサイバー攻撃への対応などで、マイナポータル・行政間同士の情報の連携が遅延したため利便性は向上せず、国民の制度への不信を助長し、一層マイナンバーカードの申請が低調になりそうです。

大手企業によるマイナンバー漏えい事故も発生しております。知らなかった方も多いのではないのでしょうか。

このような状況下でマイナンバー制度は住基ネットの二の舞になるのではないかと一部マスコミには懸念されています。とは言っても法律である以上、遵守しなくてはならず、来年の健康保険・厚生年金保険（開始時期は未定）について、準備が必要となります。

ただ、準備が必要にも関わらず、事業主向けの健康保険上の具体的は手引き等についてはまだ厚生労働省よりでておらず、昨年の雇用保険と同様で直前まででてこないような気配です。

昨年の年末から今年の2月にかけて、雇用保険の継続給付の手続きについては直前になって変更されるなど、いったん社内で決めた運用を見直さざるを得ないというようなケースも想定されます。企業様としては、常に情報収集を行い、行政の動き等に臨機応変に対応できる体制を整えておくということが最優先事項でしょう。

ウォーキングの効果を簡単に3点挙げてみましたが、「からだを動かさないとまずい、だけど運動は苦手・・・」と意識していらっしゃる方は、ウォーキングという意識をしなくてもいいので、まず「歩く機会を増やす」ことを実行してみてくださいはいかがでしょうか。

例えば「近所の買い物に行くとき」や、「天気のいい日に近くの公園に散歩にでかける」など、身近なところから始めるのが、続けていくためにも大事なポイントとなります。

また、秋といえば「紅葉の秋」でもありますので、紅葉を観ながら散歩に出かけるのもいいですね。紅葉を観ると心が癒されますよね。それは紅葉の色に癒しをもたらす効果があるからだそうです。

ちなみに紅葉といえば茨城県つくば市にある「科学万博記念公園」がおすすめのスポットです。昭和60年に「つくば万博」の会場に使用されたところです。ここのイチョウ並木は本当に見事で、イチョウの落ち葉で敷き詰められた「黄色の絨毯」を歩くのが何とも言えないくらい素敵なところです。行かれたことのない方はぜひ一度行ってみてください。

余談ですが、ここの近くに「ガトー・プーリア」という洋菓子店がありまして、ここのエクレアは超有名だそうで、すぐに完売になってしまうみたいです。ちなみに私が立ち寄ったときも売り切れになっていました・・・。なので、残念ながら他のケーキを美味しくいただきました。

「ウォーキング」からかなり逸れてしまいましたが、私も休日には家族で散歩に出かけたり、通勤のときは事務所の最寄駅から片道20分程度毎日歩いています。やはり歩いていると脳が活性化されてきますので、だんだん気分が爽快になってきます。

ぜひみなさまもこの秋に紅葉に癒されながらウォーキング（散歩？）をされてみてはいかがでしょうか。

給与サービス室所属 横田 淳

.....*+°

【大槻事務所だより】

今月のテーマは ワーク・ライフ・バランス特集③

治療しながら働ける環境を整えるには！です。

| URL: http://www.otuki.org/p_otsukidayori/pdf/vol91.pdf

「」
| 3 | メディア情報
「」

最近のメディア情報をまとめました！

【大槻 智之（オオツキ M 代表 大槻経営労務管理事務所 代表）】

フジテレビ ノンストップ
2016年5月13日（金）OA 若手社員の褒め方・叱り方
<http://otuki.org/index.php?act=20160513>

「不本意」な非正規社員の満たされない現実～望んでも正社員になれない人を減らせるか
東洋経済オンライン <http://toyokeizai.net/articles/-/106718>

会社に忍び寄る「LINE いじめ」の実態
THE21 オンライン（PHP 研究所） <http://shuchi.php.co.jp/the21/detail/2909>

同一労働同一賃金なんて本当に実現できるのか？格差解消の切り札というのが課題は山積みだ
東洋経済オンライン <http://toyokeizai.net/articles/-/114328>

「退職金」知っておいて損はない基本中の基本 ～大手と中小で差は1,000万円超、ゼロの会社も～
東洋経済オンライン <http://toyokeizai.net/articles/-/125958>



「長時間労働で高まる社名公表リスク」

納税通信 第3430号 (エヌピー通信社) <http://otuki.org/index.php?act=20160720>



ラジオ JAPAN FM NETWORK 「サードプレイス」3月31日(木) AM5:30～

http://www.jfn.jp/News/view/place_sp/37301

【丸島 和恵 (大槻事務所 人材開発事業部 執行役員)】



「女性活躍推進法」について

第1回 法案の背景と女性活躍の現状の把握～4つの基礎項目+21の選択項目

第2回 女性活躍推進を徹底解説！課題分析・行動計画策定・労働局届け出

第3回 女性活躍の状況は情報公表が義務！認定制度・助成金も解説

HRプロ http://otuki.org/index.php?act=media_hr



ROLA2016年9月号

新潮社 <http://www.shinchosha.co.jp/rola/>

【武澤健太郎 (大槻事務所 労務コンサルティング事業部 執行役員)】



給与が減ったと思ったらこの表を見よ (4～6月に働き過ぎると給与手取りが減る)

東洋経済オンライン <http://toyokeizai.net/articles/-/116280>



意外と知らない「自分の時給」はこう計算せよ

～時間単価を知れば働き方、納得感が変わる～

東洋経済オンライン <http://toyokeizai.net/articles/-/122624>

【その他】



月刊人事マネジメント 2016年3月号

戦略ノート「働き方激変時代の人事対策～転換期の重要トピックと求められる対応指針～

<http://otuki.org/index.php?act=20160308>

執筆担当者

NO.1 総論：変わる人事労務環境	大槻智之
NO.2 スマホ時代の労務管理	大槻智之
NO.3 ブラック企業と呼ばれないために	大槻智之
NO.4 増加する個別労使紛争に備える	大槻智之
NO.5 ハラスメント問題への対応	土井裕介
NO.6 マイナンバー制度への対応	田辺英昭
NO.7 ストレスチェック制度義務化への実務対応	薄井崇仁
NO.8 採用困難時代に立ち向かう	大槻智之
NO.9 女性活躍推進法への対応	丸島和恵
NO.10 外国人労働者活用のポイント	武澤健太郎
NO.11 シルバー人材をどう活用するか	和賀成哉
NO.12 改正労働契約法「5年到来」に備える	和賀成哉
NO.13 介護離職によるコア人材流出を防ぐ	和賀成哉
NO.14 改正労働者派遣法の影響と留意点	丸島和恵
NO.15 社会保険適用拡大の動向と企業側の留意点	武澤健太郎

◆大槻事務所 年金プロジェクト

わかりやすい公的年金（平成28年版）の監修をしました。

（東京海上日動・東京海上日動あんしん生命）

<http://www.otuki.org/index.php?act=20160812>

「 4 」 社労士Q&A

【執筆者】 大槻事務所 メンタルヘルスプロジェクト

Q: 労働安全衛生法が改正されてストレスチェック制度が義務づけられたと聞きましたが、第1回目のストレスチェックはいつまでに実施すればいいのでしょうか？

A. 平成 27 年 12 月 1 日からストレスチェック制度が開始され、労働者が 50 人以上いる事業所では、毎年 1 回、ストレスチェックを実施することが義務づけられました。第 1 回目のストレスチェックは平成 28 年 11 月 30 日までに(法施行から 1 年以内に)実施する必要があります。なお、結果の通知や面接指導の実施については平成 28 年 12 月 1 日以降でも構いませんが、実施した人数等を所定の様式で労働委基準監督署に報告する必要があります。

◆こちらのメールマガジンは、当所お取引のお客様、当所主催・共催セミナーにお申し込みいただいたお客様、当所職員がお会いして名刺交換させていただいたお客様、当所ホームページよりメールマガジンの購読お申し込みいただいたお客様にお送りしています。

メールマガジンの停止または配信先の変更について、大変お手数ではございますが下記の URL にてお手続きをお願いいたします。

<http://www.otuki.org/index.php?act=mailmaga>

□■□

◆編集後記

少しずつ気温も下がってきました、金木犀が香る季節となりました。季節の変わり目ということで、体調を崩されている方もいらっしゃるかと思います。おすすめにもありましたが、無理をしない程度に身体を動かしてみるのもよいかもしれせん。もしかしたら隠れた名店が見つかるかも！？

編集 発行：社会保険労務士法人 大槻経営労務管理事務所 鈴木 沙織
問い合わせ：このメルマガ E メールアドレスは送信専用です。お問い合わせは下記の URL にてお手続きをお願いいたします。↓↓

https://ssl58.heteml.jp/ipocket/form_otzuki/index.php?act=form_contactus

Web サイト：<http://www.otuki.org/>